

電気自動車等の充電設備の設置費を補助します！

【事業目的】

電気自動車等の充電設備を設置する住民等に対し、その経費の一部を補助することで電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減する。

【補助金額】

補助対象経費^{※1}の1/4^{※2}（上限40,000円）

※1 機器本体の購入費（税抜）に設置工事費（税抜）を加えた金額

※2 他の団体の補助金等の交付を受けている場合はその金額を減ずる。



【補助対象設備^{※1}※2】

急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、V2H

※1 補助金の交付については1申請者1基まで

※2 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定し、公開している未使用品の設備であること

【応募条件[※]】

住民、町内事業者等（法人または個人事業主）、マンションの管理組合等で、充電設備を設置する人または令和5年4月以降に設置した人。

※ 申請については1申請者1回限りで、設置する敷地内に本事業に基づく補助金の交付を受けて設置された充電設備がある場合は対象外



【問い合わせ先】

まち創造部都市環境課

☎0721-93-2500（内線 271・272）

応募要領や申請書等のダウンロードはこちらから

